

## 令和8年度 深沢高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立深沢高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1 実施責任者

深沢高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。

### 2 課題、目標及び行動計画

【課題1】法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

【目標】日常行動における教職員個々の意識を高め、公務外非行の発生を未然に防止する。

【行動計画】

- ① 管理職は神奈川県職員行動指針の周知徹底を図りながら日常的に規範意識を高めるよう、全教職員に対し注意を喚起する。
- ② 教職員啓発資料等を活用した不祥事防止研修会（事故防止会議）を定期的及び効果的に実施する。
- ③ 教職員に公務員倫理意識を徹底させるため、具体的事例による研修を実施する。（7月）

【課題2】職場におけるハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

【目標】人権に配慮した適切な研修会等を開催して教職員個々のハラスメントに対する理解及び認識を深め、ハラスメント行為を未然に防止する。

【行動計画】

- ① 校長等による個人面談での聞き取りを丁寧に実施する。
- ② 教職員へのアンケートをとおしてハラスメントの実態や教職員の意識変化を把握する。
- ③ 教職員が相談できずに一人で悩みを抱え込むことがないように、報告や相談のしやすい風通しのよい職場環境を整える。
- ④ 報告や相談に対して迅速かつ丁寧に対応する。

【課題3】生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

【目標】教職員に対する適切な研修会等を開催して人権に配慮した意識を高め、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

【行動計画】

- ① 教科準備室等の私物化・密室化が起こらないように教職員が互いに利用状況に注意し、適切な利用を徹底する。（4月）
- ② 生徒指導等は複数の教員で行うとともに、個別指導は密室で行わない。また、教職員は、誤解を生じる可能性のある言動を相互に注意し合う。
- ③ 教育実習生に対するセクハラ・パワハラ防止のための事前研修会を実施する。（5月）

【課題4】体罰、暴言等の不適切指導の未然防止

【目標】生徒の人権に配慮した適切な生徒指導を行い、体罰や不適切指導を根絶する。

【行動計画】

- ① 体罰や不適切指導の未然防止のため、コミュニケーションを重視した生徒指導を実施し、生徒との良好な人間関係を構築する。

- ② 生徒の健全育成に努めるため、関係保護者・教職員間において常に情報の共有を図り、組織的な教育相談体制をもって指導する。
- ③ 体罰防止ガイドラインや部活動ハンドブック等を活用し、教職員による体罰や不適切指導防止の研修会を開催する。（6月）

**【課題5】成績処理及び進路関係書類等の作成及び取扱いに係る事故未然防止**

**【目標】**正確で公正な成績処理を行う。また、関係書類の発行に係る適正な事務処理を徹底する。

**【行動計画】**

- ① 成績処理支援システム関連の作業はマニュアルに基づいて適切に行う。
- ② 通知表・調査書・進路関係書類等の作成・発行は校内チェックマニュアルを遵守し、必要な事務処理時間を確保することで事故の発生を未然に防止する。

**【課題6】個人情報管理・情報セキュリティ対策**

**【目標】**朝の打合せや職員会議等を活用した個人情報管理に関する教職員の意識啓発を管理職が行い、教職員の個人情報管理の意識を向上させて、紛失・漏洩等の未然防止を図る。さらに、情報セキュリティ対策を講じて、情報を漏洩防止の対策を徹底する。

**【行動計画】**

- ① 校内ネットワーク運用規定に則った情報管理の徹底を情報管理者から周知する。
- ② メッセージアプリ等による個人情報の流出防止、電子メールの誤送信防止、携帯電話に係る個人情報の持ち出しに関する手続き等について、ルール確認を含めた研修会を実施する。
- ③ 個人情報（携帯番号・メールアドレス等）の持ち出しに関しては必要最小限とし、必ず校長の許可を得る。
- ④ 教職員啓発資料や新聞掲載記事等を活用し、日常的に個人情報管理・情報セキュリティ対策への注意を喚起する。
- ⑤ 対策重要度Ⅰの情報については、暗号化ファイルサーバーによる管理を徹底する。
- ⑥ 定期試験の解答用紙等の誤廃棄防止に努め、テスト期間中及び返却期間中はシュレッダーの使用を禁止する。
- ⑦ 通知表配付時や定期試験の答案等返却時に欠席した生徒の通知表及び答案等には、必ず1枚1枚に付箋等を付し、鍵付きの保存庫で保管する。後日配付（返却）する場合は当該の生徒のもの（のみ）であることを、教職員と当該の生徒とでしっかりと確認する。

**【課題7】交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転の根絶、交通法規の遵守**

**【目標】**酒酔い・酒気帯び運転の厳禁は言うに及ばず、交通事故全般にわたり事故の発生を未然に防止する。

**【行動計画】**

- ① 管理職は、教職員啓発資料、新聞掲載記事、ヒヤリハット事例等を活用し、時宜を捉えた教職員の意識の向上を図る。（10月）
- ② 深酒の禁止は、教職員相互で注意喚起する。

**【課題8】業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）**

**【目標】**業務執行に係る共通理解と共通認識を深め、業務執行体制に係る事故の発生を未然に防止する。

#### 【行動計画】

- ① 定型業務については作成したマニュアルに基づいた業務を実施し、事故を未然に防止する。また、事故・不祥事の可能性がある案件が生じた場合は、速やかに管理職に報告し、適正な対応を図る。
- ② 日常的に教職員間における情報交換・情報の共有化・共通認識を図り、課題や対応の必要がある場合は、教職員相互間における注意喚起や課題提起等により、全教職員体制で事故・不祥事を防ぐ。
- ③ 業務執行体制に係るヒヤリハット事例等を活用し、教職員の意識の向上を図り、事故・不祥事を防止する。

#### 【課題9】財務事務等の適正執行

【目標】 県費、私費で公正な予算編成と適正な執行を行い、事故を未然に防止する。

#### 【行動計画】

- ① 深沢高等学校私費会計基準を職員に周知する。(4月)
- ② 私費会計担当者を対象とする私費会計事故防止研修会を行う。(5月)
- ③ 県立学校財務事務調査において指摘された指導事項については、全教職員に周知し早期改善を図る。(9月)

※ 行動計画に沿って課題達成の状況を点検し、問題があれば是正する。

### 3 検証

#### (1) 中間検証

2に規定する行動計画について県立学校重点課題総点検等、令和8年10月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和7年12月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

#### (2) 最終検証

2に規定する行動計画について令和9年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む)が必要な場合は、新たな目標設定を行った上で、令和8年度における深沢高校の不祥事防止ゼロプログラムを策定する。

### 4 実施結果

3(2)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめ、ホームページに掲載する。

### 5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。